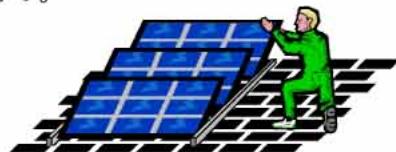


富士見町太陽光発電システム設置補助金 をご利用ください

地球環境の保全やエネルギーの安定供給の確保等、自然環境にやさしい循環型のまちづくりを推進するため、自らが居住する住宅に新たに太陽光発電システムの設置に要する経費に対して補助金を交付します。

■補助対象となる「太陽光発電システム」とは

- (1) 住宅又は同一敷地内にある倉庫等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流のある系統連結し、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満のもの。
- (2) 未使用品（新規）のもの。
- (3) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の売電契約を締結できるもの。



■交付対象となる方

自らが居住するため町内の住宅等に発電システムを設置し、前3号の契約の締結ができる方。但し、町税等滞納者は除きます。

■補助金の交付対象経費及び補助率



対象経費	補助率
町内に自らが居住する住宅等に発電システムを設置するための経費で、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバーター、保護装置、発生電力計、余剰電力販売用電力計及び配線・配線器具の購入据付工事に要する経費、その他町長が特に認める経費。	対象経費の100分の15以内。 但し、30万円を限度とする。

問い合わせ先 建設課生活環境係 ☎ 62-9114 有線 9114

不妊治療費の一部を助成します

富士見町では、不妊治療を行なおうとする夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要した費用の一部を助成する不妊治療助成事業を実施します。

■助成対象者

戸籍上の夫婦で、次のすべてにあてはまる方

- 町内に1年以上住民登録していること。
- 各種医療保険に加入していること。

■助成額

不妊治療に要した費用のうち、医療保険の一部負担金及び医療保険適用外治療費の合計額の5割とし、年度額（4～3月）20万円を限度とします。

ただし、医療保険各法の規定による高額療養費及び付加給付等がある場合にはその額を控除します。助成額の対象になるのは、平成16年4月1日診療分からです。

■申請方法

申請方法・必要書類等詳しくは、富士見町保健センター内 住民福祉課保健予防係にお気軽にお問合せください。

問い合わせ先 住民福祉課保健予防係 ☎ 62-9134 有線 9134